

入札心得書（Web 提出・電子契約版）

株式会社 JERA

石油備蓄運用センター 契約ユニット

入札参加者（以下、法人の場合は代表者を含む入札関係者すべてをいう。）は、当社が実施する一般又は指名競争入札に参加するにあたり、日本国法令の他、この入札心得書（Web 提出・電子契約版）（以下、本心得という。）を遵守することに同意し、この定めに従わなければならない。

（公正な入札の確保）

- 第 1 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者が連合し又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該者を参加させず又は入札の執行を延期若しくは取り止めるものとする。

（入札図書等の確認）

- 第 2 条 入札参加者は、入札公告（指名競争入札の場合は、指名通知書等）、本心得、仕様書、図面、契約書案及び添付書類（以下、入札図書等という。）並びに必要により現場等を確認し承知したうえで入札しなければならない。この場合において仕様書、図面等について疑義があるときは、当方担当者に説明を求めることができる。

（入札書の作成）

- 第 3 条 入札書は、当社所定様式（様式-2-4）により作成し、日付（開札日）、入札件名、入札金額、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、本店住所と法人名称及び支店等の担当部署で契約を予定しているときは、その住所と名称を加えて）を記載するものとする。なお、入札参加者の印（法人の場合は、代表者の印）は不要とする。
- 2 入札額は特に指示のない限り総額とする。
- 3 入札参加者は消費税並びに地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税を加算しない金額を入札書に記載する。
- 4 第 2 条の定めにより入札参加者からの仕様書、図面等の疑義（質問）に対し当社から説明（回答）があった場合は、その内容も含め入札書を作成するものとする。
- 5 入札書は、スキャナー又はソフトウェアにより PDF 形式のデータに変換し、ファイル名称は、開札日_入札件名_入札参加者（法人名）_入札書（●回目）とする。

【例：2024 年 10 月 1 日_配管塗装工事_●●塗装株式会社_入札書（1 回目）】

（費用内訳書の作成）

- 第 4 条 入札に際し、公告にて費用内訳書の作成不要の指示がない限り、初回の入札金額の費用内訳書を作成するものとする。入札図書等に作成様式等の例示の定めがあるものは、それに従

うものとし、定めがないものは添付の「入札等に係わる費用内訳書作成要領」に従うものとする。なお、入札参加者の印（法人の場合は、代表者等の印）は不要とする。また、費用内訳書は参考とする書類であり、第7条第2項の無効の条件は適用しないものとする。

- 2 費用内訳書は、スキャナー又はソフトウェアにより PDF 形式のデータに変換し、ファイル名称は、開札日_入札件名_入札参加者（法人名）_費用内訳書とする。

【例：2024 年 10 月 1 日_配管塗装工事_●●塗装株式会社_費用内訳書】

（入札書及び費用内訳書の提出）

第5条 入札は、当社入札担当者から入札参加者に配信するファイル受け渡しシステム（JERA 石油 備蓄運用センター Web File）（以下、当該システムという。）により、第3条第5項の入札書 データ及び前条第2項の費用内訳書データ（以下、入札書データ等という。）のアップロード により行うものとする。なお、当該システムは、当社入札担当者であっても開札当日（開札 執行時間）にならなければ入札書データ等がダウンロードできず、且つファイル開封の操作 履歴が記録されるなど公正な入札執行に資するものとなっている。

- 2 当社入札担当者は、入札参加締切日以降に電子メールで入札参加者全員に当該システムの アクセス URL を一斉配信するものとする。なお、当該 URL は入札件名ごとに異なるものとな る。

- 3 入札参加者は、入札公告に記載される入札書提出締切期日までに前項の URL にアクセスし、 入札書データ等をアップロードし入札する。また、第3条第4項を考慮したうえで入札する ものとし、一度アップロードした入札書等の差替えは認めないものとする。（アップロードに 関する操作方法は、別添補足資料を参照のこと。）なお、入札書（紙書類）の提出は不要とす る。

- 4 入札書のアップロード操作は、当該システム URL 配信先の入札参加者（電子メールアドレス を設定した者）のみが操作可能となる。

- 5 天災等により通信機能が通常状態にない場合は、開札を中止し、その後の対応は別途指示 するものとする。

（入札参加辞退）

第6条 入札参加者は入札を辞退するときは、入札辞退届（様式-2-5）を作成し、スキャナー又はソ フトウェアにより PDF 形式のデータに変換のうえ電子メール等で当社入札担当者に提出する ものとする。なお、入札参加者の印（法人の場合は、代表者等の印）は不要とする。

（入札の執行）

第7条 当社入札担当者は、開札日に当該システムから入札書等をダウンロードのうえ入札書デー タ等を開札し、次項各号の一に該当しない有効な入札をした者のうち、予定価格の範囲内で 最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当社の支払の原因となる契約につ いては、相手方となる者の申込みに係わる価格によっては、その者により当該契約の内容に 適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結すること が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者

を落札者とする。

2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示す期限までに入札書がアップロードされなかった場合
- (2) 入札参加資格がない者が入札を行った場合
- (3) 入札書が 誤字、脱字（数字の脱落を含む）等により意思表示が不明確な場合
- (4) 入札書の内容に条件が付されている場合
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる場合
- (6) 再度入札の場合において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額で入札されている場合
- (7) 当社入札担当者の職務の執行を妨害して入札を行った場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

3 開札終了後、速やかに最低価格入札参加者の氏名（法人の場合は名称）と最低価格を電子メールその他の方法により全ての入札参加者（入札無効の者は除く）に通知する。

4 当該システムによる開札のため、開札の公正が確保できることから、入札会場及び入札の立会いは設定しないものとする。

5 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、公平なくじにより落札者を決定するものとする。

（再度の入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内に達した価格の入札がないときは、電子メールで入札参加者全員に当該システムの再入札の URL を一斉配信し、入札参加者全員の入札書アップロード完了の自動配信メール受信をもって、再度の開札を行うものとする。ファイル名称は、開札日_入札件名_入札参加者（法人名）_入札書（2回目）とする。

【例：2024年10月1日_配管塗装工事_●●塗装株式会社_入札書（2回目）】

2 再度の入札においては、費用内訳書の提出は不要とする。

3 再度の入札は1回とする。ただし、案件によっては再度の入札を行わず入札を打ち切る場合がある。

4 再度の入札に付し落札者がいないときは入札を打ち切り、その後の方針は当社規定に従い決定する。

（契約書の提出）

第9条 落札者は、契約を締結するにあたり、原則として当社の電子契約システム（ドキュサイン）により、当社が指定した日時までに契約書に電子署名し契約書を提出するものとする。ただし、当社が認めた場合は、電子契約システム以外の方法により契約書を提出することができる。指定した日時について延長を求める場合は、書面により当社の承諾を得るものとする。

2 落札者が第1項に指定するに日時までに契約書を提出（電子署名）しないときは、落札者はその効力を失う。

(建設業法に係る工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知)

第10条 当該入札案件が建設業法に該当する場合、落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約締結するまでに、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書（様式-2-11）を作成し、スキャナー又はソフトウェアによりPDF形式のデータに変換のうえ電子メール等で当社入札担当者に提出しなければならない。なお、契約締結後、当該通知に係る事象が発生した場合は、工事請負契約及び当社規定の定めにより対応するものとする。

(秘密の保持等)

第11条 入札参加者は、入札図書等で知り得た当社並びに国家石油備蓄基地の秘密を保持し、入札終了後もこの秘密を他に漏らしてはならない。また、配布した入札図書等のデータ及び印刷物は、落札者は目的外使用を禁止とし、また、落札者以外の者は入札終了後速やかに破棄すること。

(入札結果の公表)

第12条 入札参加にあたり、入札結果として会社ホームページに、落札者名を掲載し公表することに同意するものとする。

(異議の申し立て)

第13条 入札をした者は、入札後、入札図書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

以上

添付様式書類

1. 【様式-2-4】 入札書（Web 提出用）
2. 【様式-2-5】 入札辞退届
3. 契約書（案）
4. 【様式-2-3】 入札等に係わる費用内訳書作成要領
5. 【様式-2-11】 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

入 札 書

1. 入札金額

	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	萬	千	百	拾	円
金 額											

※上記金額には消費税等は含まない。

2. 名 称

上記金額をもって、御指示の仕様書、設計図書及び図面のとおり、
入札致します。

(開札日) 20 年 月 日

入 札 人

本店住所（個人の場合は住所）

●●県●●市・・・

法人名称（個人の場合は氏名）

●●株式会社

(支店等が契約名義となる場合)

支店住所

●●県▲▲市・・・

法人名称（個人の場合は氏名）

●●株式会社 ●●支店

●●石油備蓄株式会社
代表取締役社長 殿

20 年 月 日

●●石油備蓄株式会社 御中

住 所
法人名称（個人の場合氏名）

入 札 辞 退 届

下記の入札につきまして、辞退致します。

記

名 称 :

開 札 日 : 20 年 月 日

辞 退 理 由 :

以 上

工 事 請 負 契 約 書 (案)

契 約 番 号	
名 称	
請 負 代 金 額 (税 抜 き)	
消 費 税 額 等	第 2 5 条 第 3 項 の 規 定 に よ る
場 所	
工 期	自 2 0 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日 至 2 0 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日 注) 工期最終月に工事を完了し、工期内に検査合格後（第 2 4 条 第 1 項 及 び 第 2 項 参 照）、引渡しを完了しなければならない （第 2 4 条 第 3 項）。
支 払 条 件	第 2 4 条 第 3 項 の 引 渡 し 完 了 後 1 0 0 % 月 末 請 求 締 切 翌 月 末 現 金 支 払

上記の工事について、発注者と受注者とは次の条項によって請負契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行する。なお、受注者は、発注者が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「資源機構」という。）から JERA グループ（株式会社 JERA を代表企業、株式会社ネクセライズ、苫東石油備蓄株式会社、秋田石油備蓄株式会社、福井石油備蓄株式会社及び志布志石油備蓄株式会社を構成企業とするコンソーシアム）（以下「JERA グループ」という。）への国家石油備蓄基地操業に係る業務委託のうち、JERA グループの業務提携契約に基づき本契約を締結することに鑑み、工事等目的物の所有権に係る法的効果が資源機構に帰属することを承認する。
- 2 本契約は、資源機構が経済産業省資源エネルギー庁（以下、「資源エネルギー庁」という。）から受託している「国家備蓄石油管理等事業」に係る契約の一部について、当該契約に準拠して資源機構から JERA グループに委託され、その委託業務の一部を発注者から受注者に委託する契約体系であることから、発注者及び受注者は、経済産業省の調達ルールや情報セキュリティに関する規定のうち本契約に係る内容が変更となった場合には本契約をこれに準じて変更するものとし、当該変更を書面で確認する。
- 3 契約の目的として、受注者は、本契約条項並びに仕様書、図面及びその他関係図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところにより、本契約の工事目的物を完成し、発注者はその代金を支払うものとする。
- 4 本契約の定めと仕様書等の定めが抵触する場合は、第32条の契約不適合責任期間等の定めなど別途定めのない限り、本契約の定めを優先して適用する。

(請負人)

- 第2条 仮設、施工方法その他工事・作業目的物を完成・完遂するために必要な一切の手段については、本契約と仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めなければならない。
- 2 受注者は、本契約締結に際し、発注者の定める期日以内に請負代金内訳書及び工程表、並びに第6条に定める履行体制図及び再委託費率が50%を超える理由書（該当する場合に限る）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他の関係法令に定められた事業主又は使用者としての責を負うとともに、工事を行うに当たっては、発注者の定める構内諸規則等を遵守し、自己の使用人、下請負人、労働者にも、これを遵守させなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、発注者が必要と認めた場合、本契約締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、頭書の本体金額の合計（以下、「請負代金額」という。）の10分の3以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号ないし第4号に掲げる保証を付したときは、同項第1号に掲げる契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保障の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料又は検査済みの工事材料（製造工場にある工場製品を含む。以下同じ。）及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託)

第5条 受注者は、本工事の全部、又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して、受注者以外の者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下「再委託」という。）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、次条を遵守する場合は、この限りでない。

(再委託の遵守事項等)

第6条 受注者は、前条の定めにより再委託をするときは、工事安全体制として再委託先の名簿を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、本契約において、一件当たりの再委託契約の金額が100万円以上（消費税及び地方消費税額を含む。）の再委託契約（工事材料手配の購買契約又は機器等のリース契約等の役務を含まない再委託は除く。）（以下、本条において「対象案件」という。）があるときは、再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先（以下、「再委託先等」という。）の対象案件すべてを含めた履行体制図（発注者が指定する様式）を作成し、再委託契約の締結時及び再委託した本工事の履行完了時に履行体制図を発注者に提出するものとする。なお、履行中に履行体制図の変更があるときは、別途発注者から指示する時期に履行体制図を更新し、発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、第1条第2項に定める契約体系により、資源エネルギー庁が前項の履行体制図を公表することについて同意するものとする。なお、公表する範囲については、資源エネルギー庁と資源機構で調整を行うものとする。
- 4 受注者は、本契約において、請負代金総額（消費税及び地方消費税額を含む。）に対する再委託の契約総額（消費税及び地方消費税額を含む。）の割合が50%を超えるときは、当該超過が見込まれる再委託契約の締結時又は本工事の履行中に当該超過が発生した時に相当な理由を明記した「再委託費率が50%を超える理由書」（発注者が指定する様式）を発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。
- 5 資源エネルギー庁又は資源機構は、第1条第2項の定める契約体系により、受注者及び再委託先等に対しても、受注者及び再委託先等の事務所、事業場等において本工事に関する帳簿類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができるものとする。この場合、受注者は当該調査等を行うことについて、再委託先等が同意するように必要な対応をとるものとする。また、資源エネルギー庁又は資源機構が、受注者へ当該調査等を行うことについて、受注者は同意するものとする。

- 6 受注者は、再委託先に対し、本契約を遵守するために必要な事項を書面により約定するものとし、再委託先に対し、再委託先等との全ての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項を書面により約定させるものとする。
- 7 工事施工上、発注者が不適当と認める再委託先等があるときは、発注者は受注者に対しその変更等必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 8 受注者は、再委託先等の工事及び行為に対し、全ての責任を負わなければならない。また、再委託先等の責任は、受注者の責任と同等とみなす。

(情報セキュリティ対策)

第7条 受注者は、次の各号に掲げる基本的な情報セキュリティ対策を講じ、適切な情報管理に努めなければならない。

- (1) 受注者は、受注した業務に従事する者に対する情報セキュリティ意識の向上に努め、必要な情報セキュリティに係る教育を行うものとする。
- (2) 受注者は、受注した業務に係る情報の紛失・漏えいを防ぐため、受注した業務に係る情報を管理する責任者（以下、「情報管理責任者」という。）を定め、情報管理責任者の責任の下に情報を管理するものとする。
- (3) 受注した業務に係る電子情報は、U S B メモリ等の外部記録媒体を用いて電子情報を取り扱う場合はパスワードを設定した外部記録媒体を使用し、情報管理責任者又は所属組織で定められた利用手順等に従い適切に取り扱うものとする。また、情報をネットワークに接続されたサーバー等に保管する場合は不特定多数の者が閲覧、編集、削除等ができないようファイルサーバー等にアクセス制限を設定するなどの措置を講じること。なお、個人所有のパソコン、スマートフォン又は外部記録媒体への情報の保存は禁止するものとする。
- (4) 受注した業務に係る紙媒体の情報は、書庫や建物における施錠管理等により不特定多数の者が容易に情報を閲覧できないように対策を講じること。また、紙媒体の情報を破棄する場合は、シュレッダーや溶解又は焼却などの復元不可能な状態で破棄すること。
- (5) パソコン等の電子計算機のO Sやソフトウェアは最新の状態にし、ウイルス対策ソフト等を導入するなどにより、不正プログラム等の侵入を防止する対策を講じること。
- (6) 受注者は、受注した業務に係る情報の紛失や漏えい又はその恐れが生じた場合は、速やかに発注者に対し発生状況を報告し、原因究明及びその対処等について協議を行い、必要な対策を講じること。

(秘密の保持)

第8条 本契約における「秘密情報」とは、次の各号をいう。

- (1) 本契約にもとづく取引に関し、文書、口頭を問わず提示された技術資料
- (2) 「秘密」である旨の指定がなされた資料及び情報（書面、口頭、映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報について「秘密」である旨を指定する場合は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により被開示者に通知するものとする。）
- (3) 仕様書等に記載の情報
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に規定する個人情報
- (5) 受注者が本契約に基づき知り得た事項のうち発注者の営業上、技術上の秘密でその漏洩が発注者にとって不利益となるような事項

2 発注者及び受注者は、相手方の秘密情報を、相手方からの書面による事前の承諾がない限り第

三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときはこの限りでない。

- (1) 開示時点ですでに公知となっているもの
 - (2) 開示時点ですでに発注者又は受注者が正当に所有していたもの
 - (3) 開示後、発注者又は受注者の責に帰することなく公知となったもの
 - (4) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
 - (5) 発注者又は受注者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの
- 3 発注者が提示した工事関係資料を受注者が工事施工の必要上複写する場合、受注者は必ず発注者の事前承認を得て行い、工事完了後は、工事関係資料及びその複写物を発注者に返還しなければならない。
- 4 発注者又は受注者が、第2項ないし第3項の義務を怠り、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密情報の適切な管理)

第8条の2 発注者及び受注者は、相手方の秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、次の各号に定める事項を遵守し、秘密情報の漏洩、紛失、破棄、改ざん等（以下、「漏洩等」という。）が生じないように適切に管理しなければならない。

- (1) 個人所有のパソコン等を用いた秘密情報の取扱い及び保存等を行わない
 - (2) 秘密情報の取扱い又は保存等を行うパソコンに、コンピューターウイルスの被害を防ぐためのウイルス対策ソフトウェアをインストールし、常に最新のパターンファイルに更新する
 - (3) 漏洩の可能性と影響度に応じて、秘密情報取扱規則の作成、関係者への教育、誓約書の徴収、アクセス管理、施錠管理、パスワード設定、情報持出し手段の制限、パソコンや記憶媒体の管理、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他秘密情報の漏洩等防止のための措置を講じる
 - (4) 個人情報については、個人情報の保護に関連する諸法令、基本方針、ガイドライン等を遵守する
- 2 発注者及び受注者は、万一漏洩等の事実又はその可能性を発見した場合は、すみやかに相手方に報告するものとする。また、合理的理由により相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、すみやかにその措置を講じるものとする。ただし、法令に基づく保存義務等その他の合理的理由がある場合は、この限りでない。
- 3 発注者は、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、資源機構及び JERA グループに対し、本条と同等の義務を課したうえで、受注者の秘密情報を開示することができる。

(秘密情報の開示)

- 第8条の3 発注者及び受注者は、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、前条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ、相手方の秘密情報を第三者に開示することができる。なお、開示を認められた発注者又は受注者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 2 発注者及び受注者は、法律、政府・裁判所その他公的機関からの命令等に基づき、相手方の秘密情報を含む報告、説明、資料提出等を求められた場合は、秘密であることを留保のうえ、必要最小限の範囲についてこれを開示することができる。

(知的財産権)

第9条 本工事の履行に関連して受注者が取得した技術的知識、経験、データ、コンピュータプ

ログラム等であって、文書又はその他の方法により記録されたもの（以下「成果等」という。）並びに受注者が行った発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）について知的財産権を受ける権利及び知的財産権（以下「知的財産権等」という。）は、資源機構に帰属するものとする。

- 2 受注者は、成果等、発明等及び知的財産権等について、本工事の完了の日、中止又は廃止の後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該知的財産権等を発注者の承諾を受けずに本工事の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- 3 受注者は、知的財産権の対象となり得る発明等を行った場合は、速やかに「発明等通知書」（発注者が指定する様式）を発注者に提出し、発注者の指示があるときは、当該知的財産権を受ける権利について、発注者の指示に従い無償で資源機構に譲渡しなければならない。
- 4 受注者は、前各項に定める受注者の義務を履行するために必要な場合は、本工事に従事する受注者の役職員等が行った発明等に係る知的財産権が受注者に帰属する旨の契約又はその旨を規定する職務発明規程等を定めなければならない。
- 5 受注者は、本工事の履行が第三者の知的財産権等と抵触するときは、その一切の責任を負うものとし、必要な措置を講じなくてはならない。
- 6 受注者は、前項の義務を怠り、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（監督員）

第 10 条 発注者は、監督員を置いたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - （1） 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - （2） 仕様書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - （3） 仕様書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
 - （4） 工事の施工上密接に関連する他の工事との施工の調整
- 3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員が有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 11 条 受注者は、工事現場に現場代理人を置く場合は、建設業法第 19 条第 2 項に基づき書面により発注者に通知しなければならない。また、同法第 26 条に基づき主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を書面により発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、本契約に基づく受注者の一切の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、

第 12 条に定める現場代理人に関する措置並びに本契約の解除に係るものを除く。) を行使するとともに、その責を負う。ただし、工事現場の取り締まり、安全衛生、災害防止又は就業時間等工事作業の運営に関する重要な事項については、あらかじめ、監督員と協議するものとする。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、その権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者についての異議)

第 12 条 発注者は、受注者の現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他使用人又は下請負人若しくはその使用人のうち、工事の施工又は管理について不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を書面により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を書面により受注者に通知しなければならない。

(工事材料の検査)

第 13 条 受注者は、工事材料のうち発注者があらかじめ受注者に対して検査をするよう指定するものについては、これに合格したものでなければ使用することができない。なお、同検査のために必要な費用は、受注者の負担とする。

2 受注者が第 1 項の検査を受けないもの、又は検査に不合格となったものを使用して本工事を施工したときは、発注者は受注者に対し、検査に合格した材料を使用して再施工するよう請求することができる。なお、この場合における再施工のための費用及び損害は、すべて受注者の負担とする。

3 発注者は、受注者から発注者の実施すべき検査の実施を請求されたときは、遅滞なく応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第 14 条 発注者から受注者へ支給する工事材料及び貸与品（以下「支給材料等」という。）の詳細及び引渡し場所は、仕様書等によるものとする。

2 受注者は支給材料等を受領したときは、遅滞なく、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は支給材料等について、その品質又は規格が適当でないと認めたときは、その旨を速やかに発注者に通知する。

4 受注者は支給材料等について、善良な管理者の注意をもってこれを使用、保管しなければならない。

5 受注者は、支給材料等が不要になったときは、これを発注者の指定する場所に受注者の負担で速やかに返還しなければならない。

6 受注者の責に帰すべき事由によって、支給材料等が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、受注者は、発注者の指定した期間内に同等かつ同量の代品を提供するか又は

原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第 15 条 受注者は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実により本工事の遂行が困難となったときは、直ちに書面によりその旨を発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書等と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 仕様書等の表示が明確でないこと。
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 仕様書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- (5) 仕様書等又は発注者の指示について、受注者が適当でないと認めたとき。

2 発注者は、前項の確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、とるべき措置を受注者に対して指示するものとする。

3 第 1 項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、本工事の内容及び工期の変更を行わなければならない。

4 前項の規定により本工事の内容及び工期の変更がなされた場合において、工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約条件不適合の場合の改造義務)

第 16 条 発注者が受注者の施工について契約条件に適合しない部分があると認めたときは、受注者は発注者の指示に従い、これを自己の負担において、速やかに取り替え又は改造しなければならない。この場合において、受注者は工期の延長を請求することはできない。

(工事内容・工期の変更)

第 17 条 発注者は、必要があると認めるときは、本工事の内容及び工期を変更することができる。この場合において、工期又は請負代金額の変更の必要があると認められる場合には、発注者と受注者とが協議の上書面によりこれを定める。

2 受注者は、天災その他自己の責に帰することのできない事由により頭書の工期内に第 24 条第 3 項の引渡しの完了ができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(臨機の措置等)

第 18 条 受注者は、工事の施工にあたり、受注者の費用をもって事故の発生及び損害の防止に必要なかつ十分な措置を講じなければならない。

2 受注者は、災害防止のため特に緊急の処置を必要と認めたときは、臨機の処置をとるとともに、直ちにこれを発注者に連絡しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が第 2 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部

分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(一般的損害)

第 19 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(第 20 条「第三者に及ぼした損害」又は第 21 条「不可抗力等による損害」に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 20 条 受注者及び受注者の下請負者等が本工事の施工につき第三者に損害を与えたときは、被害者との折衝、損害の賠償その他必要な措置をすべて受注者の責任において行うものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、発注者自らこれを行い、又は受注者に指示して実施させることができる。

2 前項の措置にかかる費用は、全額受注者の負担とする。ただし、損害の全部又は一部が発注者の責に帰すべき事由により生じたことが明らかなときは、発注者は、その責任の割合に応じ、これを負担するものとする。

3 第 1 項の損害が発注者と受注者双方の責に帰することができない事由により生じたことが明らかなとき、又は発注者若しくは受注者いずれかの責に帰すべき事由により生じたものかが明らかでないときは、前項の費用は、その負担割合につき発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(不可抗力等による損害)

第 21 条 本条第 3 項の場合に該当しない限り、発注者と受注者双方の責に帰することができない事由により、本工事の出来形部分(作業終了部分)が滅失・毀損し、又は本工事の施工に著しい支障を生じた場合であっても、受注者は、本工事を完成し、第 24 条第 3 項に基づき引渡しを完了する義務を免れないものとし、その損害は受注者の負担とする。

2 前項の場合において、滅失・毀損した本工事の出来形部分(作業終了部分)に支給品が使用されていた場合は、発注者は自己の負担であらためて材料を支給するものとする。

3 発注者と受注者双方の責に帰することができない事由により、本工事の完成又は引渡しの完了が不能に帰したときは、受注者は、本工事の完成及び引渡しの完了をする義務を免れるものとし、発注者は受注者と締結している契約を解除することができる。この場合、その損害は受注者の負担とし、受注者はすでに支払を受けた請負代金をただちに発注者に返還するとともに、残余の請負代金についてはその請求権を失うものとする。

4 第 1 項又は第 3 項の場合において、受注者に生じた損害の合計額が請負代金額の 100 分の 1 までは受注者の負担とする。ただし、100 分の 1 を超過した場合は、超過した金額について、発注者がその損害の一部を負担することを相当と認めるときは、発注者と受注者とが協議して、その負担額について定めるものとする。

5 本契約における「発注者と受注者双方の責に帰することができない事由」とは、天災、不可抗力(ストライキ等の労働争議(受注者の従業員によるものを除く。))、民間・軍隊による暴動の類、第三者の失火・放火による火災・爆発等による事態、政府機関による法令・法規又は規則の変更)等をいう。

(立会い)

第 22 条 受注者は、工事材料の調合、水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から検査することが困難な工事については、発注者の立会いのもとに施工しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(工事目的物の所有権)

第 23 条 本工事の目的物の所有権は、機器・工事用材料の調達の方法にかかわらず、本工事の進捗に従い、その時々状態のままで資源機構に帰属するものとする。ただし、受注者は、第 24 条の定めによる引渡しを完了するまでは、善良なる管理者の注意をもって本工事の目的物を保管するものとし、保管にかかる費用は受注者の負担とする。

(「完成した工事の検査」及び「引渡しの完了」等)

第 24 条 工事が完成したときは、受注者は直ちに発注者に工事完了届を提出し、検査を受けるものとする。発注者による検査の合格は、資源機構の承認を条件とする。ただし、請負代金額によっては、検査合格の資源機構の承認を省略することができる。

2 前項の検査に合格しないときは、受注者は発注者の指定する期間内にこれを補修し、又は改造して、更に検査を受けなければならない。

3 第 1 項又は前項の検査に合格したときは、第 1 条第 1 項の規定を受け、発注者は受注者に対し、発注者及び資源機構の連名の検査合格通知書を交付し、その交付のときをもって引渡しを完了したものとする。なお、第 1 項で検査合格の資源機構の承認を省略したときは、検査合格通知書の資源機構の連名は要しないものとする。

4 受注者は、第 1 項又は第 2 項の検査に合格したときは、発注者の指定する期間内に、又は工期内に受注者の費用で仮設物を取り払い、後片付けを行い、その他原状に復する。

5 前項の処置が遅れている場合において、催告しても正当な理由がなく、なお処置が行われていないとき、発注者は、受注者に代ってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

6 発注者は、第 1 項又は第 2 項の検査にあたり必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(請負代金の支払)

第 25 条 受注者は、第 24 条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は前項の支払請求があったときは、頭書の支払条件により受注者に支払うものとする。

3 発注者は、受注者が消費税法に定める納税義務者又は消費税を納める義務が免除される事業者のいずれかにかかわらず、請負代金額に消費税法及び地方消費税法に定める税率を乗じた金額を支払うものとする。この場合、円未満の端数があるときは切り捨てとする。

(遅延損害金)

第 26 条 発注者は、本契約に基づく請負代金の支払いを遅延した場合には、受注者に対して、その代金にその遅延した時点における民法第 404 条第 2 項に定める法定利率を乗じた遅延損害金を支払う。

(部分使用)

第 27 条 発注者は、第 24 条第 3 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一

部を書面による受注者の同意を得てこれを検査の上使用することができる。この部分の管理の責は、発注者が負う。

- 2 受注者は、前項の使用により損害を受けたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定める。ただし、この賠償額は本契約の請負代金額を超えないものとする。

(前払)

第 28 条 頭書の支払条件に前払の定めがある場合には、受注者は、発注者に対し請負代金の前払を請求することができる。ただし、発注者が必要と認めるときは、あらかじめ、受注者は、本契約による工事につき、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、工期最終日までを保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約を締結して、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第 29 条 頭書の支払条件に出来高払、完了複数回払の定めがある場合には、受注者は、工事の完成前に工事の出来形部分又は検査済工事材料に相当する請負代金相当額（前払金の支払がある場合には、その額を控除した額）以内の額の部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、前項の部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は検査済工事材料の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、工事が完成し、第 24 条第 3 項の規定に基づく引渡しが完了するまでは、当該請求に係る工事の出来形部分について善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

(賃金又は物価の変動等に基づく請負代金額の変更)

第 30 条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の著しい変動により請負代金額が明らかに不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面により請負代金額の変更を求めることができるものとし、その金額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任)

第 31 条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完及び第3項の規定による請負代金額の減額の請求をすることができない。

(契約不適合責任期間等)

第32条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第24条第3項の規定による引渡し（以下、この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金額の減額の請求又は契約の解除（以下、この条において「請求等」という。）をすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しするとき、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年又は仕様書等に保証期間の定めがある場合はその期間が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 第1項又は前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 第1号ないし第5号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(工事遅延の場合における損害賠償金)

第33条 受注者が、受注者の責に帰すべき事由により、頭書の工期内に本工事について第24条第3項に定める引渡しを完了できないときは、発注者は、受注者に対し、損害賠償金として遅延1日につき請負代金額の1,000分の1に相当する金額の支払を請求することができる。ただ

し、損害賠償金は本契約の請負代金額を超えないものとし、円未満の端数があるときは切捨てとする。

- 2 受注者は、発注者が、前項の損害賠償金と、発注者が受注者に対して支払うべき債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを対当額において相殺することに異議を述べない。また、受注者は、発注者との合意がない限り、前項の損害賠償金と、発注者が受注者に対して支払うべき債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを相殺することができない。
- 3 第1項及び前項の定めは、受注者の責に帰することができない事由による場合には、これを適用しない。
- 4 第1項のただし書きについて、受注者に故意又は重大な過失がある場合は、損害賠償金の制限は適用されないものとする。

（発注者による一時中止又は契約解除）

第34条 発注者は、都合により工事の一時中止をすることができる。

- 2 発注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、何らの通知・催告を要しないで、ただちに受注者と締結している契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合、受注者は発注者に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。
 - (1) 受注者が差押等強制執行を受け、又は手形・小切手の不渡・支払停止その他財政状態が悪化し、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立がなされるなど、工事を続行できないおそれがあると発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者が正当の理由なく、着手期日を経過しても工事に着手しない、又は工事を相当期間にわたり中止したとき。
 - (3) 受注者の責に帰すべき事由により頭書の工期内に第24条第3項の引渡しを完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 受注者が本契約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - (5) 本工事が建設業法第2条の規定による工事である場合は、受注者が同法の規定による建設業者たる資格を喪失したとき。
 - (6) 本契約の履行にあたり、受注者又は本契約において委任・下請負させた関係者が独占禁止法等、法令に違反したとき。
- 3 発注者は、本工事が第24条第3項に基づき引渡し完了するまでの間は、前項の定めによるほか、必要があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（反社会的勢力の排除）

- 第35条 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要さず、ただちに本契約を解除することができる。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき

- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 発注者及び受注者は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、何らの催告を要せずに、ただちに本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発注者及び受注者は、自己が前二項に該当しないことを確約し、将来も前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 発注者及び受注者は、相手方が前項の規定に違反した場合は、何らの催告を要せずに、ただちに本契約を解除することができる。
- 5 受注者は、委任又は下請をさせた第三者（以下、「下請先」といい、委任又は下請が数次にわたるときには、そのすべてを含む。以下本条において同じ。）が第1項又は第2項に該当しないことを確約し、将来も第1項又は第2項に該当しないことを表明・確約する。
- 6 受注者は、その下請先が第1項又は第2項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
- 7 受注者が前二項の規定に違反した場合には、発注者は、ただちに本契約を解除することができる。
- 8 受注者は、自己もしくは下請先が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請先をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を発注者に報告し、発注者の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 9 受注者が前項の規定に違反した場合には、発注者は、何らの催告を要せずに、ただちに本契約を解除することができる。
- 10 発注者又は受注者が前各項の規定により本契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（発注者により一時中止又は契約解除した場合の措置）

- 第36条 第34条第1項の定めにより工事が一時中止されたときは、発注者と受注者とが協議して工事内容・工期若しくは請負代金額の変更又は損害額を定めることができる。
- 2 第34条第2項第1号ないし第6号若しくは第35条の定めにより契約が解除された場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過する損害の額につき受注者に賠償を請求することを妨げない。
- 4 前項の損害賠償金は本契約の請負代金総額を超えないものとする。ただし、受注者に故意又は重大な過失がある場合は、この制限は適用されないものとする。
- 5 契約解除と同時に、受注者が発注者に対して支払うべき返還代金、賠償金、工事遅延による損害賠償金等、一切の債務について、発注者及び受注者は、その債務と発注者が受注者に対し

て支払うべき代金債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを対当額において相殺することに合意する。ただし、発注者が合意による相殺を希望しないで、それらの債務を清算する場合は、これを妨げるものではない。

（談合等に係る損害賠償）

第 37 条 受注者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、損害賠償金として本契約の請負代金額（請負代金額が変更された場合は、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する金額を支払わなければならない。

- （1）本契約に関し、受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、公正取引委員会から課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- （2）納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- （3）納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- （4）本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条、第 90 条若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 本契約に関し、受注者が、次の各号に定める場合のいずれか一に該当したときは、前項に規定する請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する金額、又は、受注者が、次の各号に定める場合のいずれか二以上に該当したときは、受注者は、発注者に対し、前項に規定する請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として支払わなければならない。

- （1）前項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- （2）前項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用があるとき。
- （3）前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（損害賠償金等の支払遅延金）

第 38 条 受注者が本契約に基づく損害賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者が指定する期間を経過した遅延日数に、年 3 パーセント

の割合で計算した利息を付した額を請求することができる。

- 2 受注者は、発注者が、前項の損害賠償金等の利息と、発注者が受注者に対して支払うべき債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを対当額において相殺することに異議を述べない。また、受注者は、発注者との合意がない限り、前項の損害賠償金等の利息と、発注者が受注者に対して支払うべき債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを相殺することができない。

（贈賄等の防止）

第 39 条 受注者は、日本国の刑法及び不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法、英国の 2010 年贈収賄防止法、その他発注者又は受注者及び本契約上の受注者の義務履行に関連して受注者の代理人として業務を遂行し又は行動するすべての者（以下「代理人等」という。）に適用される贈賄その他これに類する不正な利益供与を禁止する一切の法令及び行政当局による決定・命令・指導等（本契約締結日後に改正又は発令されたものを含み、行為地の法令であるか否かを問わない。以下総称して「贈賄禁止法令」という。）を遵守し、代理人等にこれを遵守させるものとする。

- 2 受注者は、本契約に関し、贈賄禁止法令に違反する行為又はその恐れのある行為を行ってはならず、代理人等をしてこれを行わせないものとする。
- 3 受注者が前二項のいずれかの規定に違反した場合、発注者は、書面による通知をすることにより、受注者その他第三者に何ら責任を負うことなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、発注者は、本契約又は適用法令に基づく損害賠償又は補償を受注者に請求することができるとともに、受注者は、解除及び損害賠償について、発注者に一切異議を申し立てないものとする。

（受注者による契約解除）

第 40 条 受注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、催告のうえ発注者と締結している契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合、発注者は受注者に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- （1）発注者が差押等強制執行を受け、又は手形・小切手の不渡・支払停止その他財政状態が悪化し、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立がなされるなど、対価の支払いに支障があると受注者が認めたとき。
- （2）発注者の責に帰すべき事由により、発注者が正当な理由なく本工事の目的物の受領を拒んだとき。
- （3）発注者が受注者に渡した仕様書等に、発注者の故意、重過失による不適切な事項があり、これにより契約の履行が不能となったとき。
- （4）発注者が本契約の各条項のいずれかの重大な部分について違反したとき。
- （5）本契約の履行にあたり、発注者が法令に違反したとき。

（受注者により契約解除した場合の措置）

第 41 条 受注者が、前条の定めにより本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、本工事の出来高（作業終了高）金額から第 29 条の定めにより支払を終えた金額を控除した残額を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、契約解除によって受注者がこうむる損害を賠償するものとする。
- 3 前項の請求に基づく損害賠償金は、発注者と受注者とが協議してその額を定めるものとする。ただし、損害賠償金は本契約の請負代金総額を超えないものとする。

- 4 第2項の損害賠償金について、発注者に故意又は重大な過失がある場合は、前項による損害賠償金の制限は適用されないものとする。

(契約解除後の措置)

第42条 契約が解除された場合には、受注者は次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 工事の出来形部分（作業終了部分）の工事材料を発注者の検査を受けた後、発注者に引渡すものとし、その部分と工事材料に相応する対価は、発注者と受注者とが協議して定める。
 - (2) 第14条に定める支給材料等があるときは、解除後速やかに発注者に返還しなければならない。
 - (3) 工事用地等に受注者の所有に属する工事材料・建設機械器具・仮設物その他の物件があるときは、解除後速やかにこれを搬出するとともに、工事用地等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
 - (4) 前号の場合において、受注者が速やかに行わないときは、発注者は受注者の費用をもってこれを行うことができる。
- 2 前項第2号ないし第4号の規定は、第24条の規定により工事目的物が受注者から発注者に引き渡される場合に準用する。
- 3 受注者は、本契約の解除後、第1項の出来形部分（作業終了部分）の引渡し等が完了するまでは、善良な管理者の注意をもってそれらを管理するものとし、その費用は受注者の負担とする。

(地元企業等)

第43条 本契約の実施にあたり受注者は、地元企業を含む関連中小企業に対する発注に努めるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第44条 本契約及び仕様書等の記載事項の解釈について生じた疑義並びに本契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。発注者と受注者間の協議により解決できない事態が生じたときは、第三者によるあっせんにより、その解決を図ることができる。

(存続条項)

第45条 本契約の終了後にかかわらず、本条、第8条（秘密の保持）、第8条の2（秘密情報の適切な管理）、第8条の3（秘密情報の開示）、第9条（知的財産権）、第19条（一般的損害）、第20条（第三者に及ぼした損害）、第21条（不可抗力等による損害）、第31条（契約不適合責任）、第33条（工事遅延の場合における損害賠償金）、第37条（談合等に係る損害賠償）、第44条（契約に関する紛争の解決）及び第46条（裁判管轄及び準拠法）の規定は、引き続きその効力を有する。

(裁判管轄及び準拠法)

第46条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所の専属的な管轄に属するものとする。

- 2 本契約は、すべての点で日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

本契約締結の証として、本契約を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

20●●年●●月●●日

発注者 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

●●石油備蓄株式会社

代表取締役社長 ●●●●

受注者 ●●県●●市●●●●番地

●●●●株式会社

代表取締役 ●●●●

入札等に係わる費用内訳書作成要領

苫東石油備蓄株式会社、秋田石油備蓄株式会社、福井石油備蓄株式会社および志布志石油備蓄株式会社（以下、当社という）が発注する工事等に係る、入札時（または見積合せ時）に提出する費用内訳書および請負代金内訳書（以下、総称して「費用内訳書」という）の作成要領を以下に示します。

1. 費用内訳書作成における注意点

1-1. 記入項目等

- 1) 費用内訳書の宛先（当社宛）の記載
 - 2) 工事名称等および履行場所の記載
（入札公告および仕様書を基に正確に記載のこと）
 - 3) 費用内訳書の発行日（西暦）の記載（入札日以前の日付であること）
 - 4) 費用内訳書番号／通番等の記載（必要に応じて）
 - 5) 提出者（入札参加者等）の会社名、住所、電話番号等の記載
 - 6) 費用内訳書の有効期限（必要に応じて）
 - 7) 工事価格等の記載
 - ・ 小計金額（直接工事費等、間接経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等））
 - ・ 消費税（必要に応じて。消費税抜きの場合はその旨記載）
 - ・ 合計金額（小計＋消費税の合計金額）
 - 8) 備考欄（調達品の納期や費用内訳書取扱い上における留意点等、必要に応じて記載）
- ※入札人の印（法人の場合は、代表者等の印）は不要

上記注意点を基に、各種工事（修繕保全工事、改良・更新工事、物品購入等）における費用内訳書の記載イメージは、添付資料の“費用内訳書 [イメージ1～4]”を参照
（※ イメージであり書式を指定するものではありません）

1-2. その他注意事項

- 1) 直接工事費等の積算根拠となる内訳書（又は明細書等）を必ず添付すること。
（添付されていない場合は入札後、短期間で提出を求める場合があります）
- 2) 直接工事費等について、費用内訳書の総括表または内訳書に工事項目の費用“一式”等と記載する場合は、上記同様、その根拠となる内訳書、明細書および代価表等を必ず添付すること。
- 3) 工事材料等の仕様書又は関係書類を満たしている（整合が取れている）ことが分かるよう、費用内訳書には仕様および数量を必ず明記すること。
- 4) 当社が行う費用内訳書の確認において、提出された費用内訳書に不明な点や疑義等がある場合は、提出者（入札参加者等）に説明を求める場合があります。

2. 費用内訳書作成にあたっての留意点

当社は、契約締結前に落札者の費用内訳書について仕様と齟齬が無いか確認を行います。
費用内訳書は提出者（入札参加者等）が適切に積算しているかどうかを判断するうえで、大変重要な書類となるため、費用内訳書作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

1) 工事の場合

＜直接工事費等（工事項目毎）＞

- ・ 労務費：工種別に工数、単価を記載（移動工費含む）
 - ※ 施工パッケージ型積算方式の場合はその旨記載すること。また、㎡単価等の複合単価を用いる場合は、その単価の積算根拠となる明細や代価表等も可能な限り添付（提出）のこと（独自の歩掛等を用いており、開示不可の場合は除く）。
 - また、労務工数の積上げ根拠となっている山積み工程表等についても可能な限り添付（提出）のこと。
- ・ 材料費、部品費：主たる材料は、材料毎に記載
 - ※ 塗装工事や緑化工事等、複合単価を使用している場合は、仕様書で示している施工対象物毎に記載
 - ※ 回転機等分解整備等に関わる工事等は機器毎に記載
- ・ 機器損料費：使用機材の損料費やリース費を記載。主たるものは単独、その他は一式での記載可
- ・ 産業廃棄物処理費：産業廃棄物の処理費用、スクラップ費用を記載
- ・ 直接経費：交通費、宿泊費や仮設足場費等

＜間接経費＞

- ・ 工事目的物を施工するために間接的に要する費用を記載
例：共通仮設費、現場管理費、一般管理費

2) 物品購入の場合

- ・ 複数の物品で構成されているものは、極力物品ごとに単価と数量を記載
- ・ 諸経費を別計上する場合は、それぞれを記載

3. 添付資料

- 1) 費用内訳書 [イメージ 1 (1/4～4/4)] 修繕保全工事等
- 2) 費用内訳書 [イメージ 2 (1/3～3/3)] 修繕保全工事等（年度毎分割契約）
- 3) 費用内訳書 [イメージ 3 (1/4～4/4)] 改良・更新工事等
- 4) 費用内訳書 [イメージ 4] 物品購入等

以 上

(修繕保全工事等)

2000年00月00日

番号：工事番号 ○○第○○号

費用内訳書

〇〇〇石油備蓄株式会社 御中

工 事 名：○○○点検整備等工事（○○年度）

履行場所：〇〇県〇〇町〇〇番地 〇〇〇国家石油備蓄基地内

有効期限：2000年00月00日

〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○○ ○○

0000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地

TEL (代表) : ○○-○○○-○○○

工事金額： ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇—

担当者：〇〇 〇〇

(この金額に消費税は含まれておりません)

工事名称	仕様	数量	単位	単価	金額（円）	備考
〇〇〇点検整備等工事（〇〇年度）		1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	総括表参照
		工事価格（合計）			〇,〇〇〇,〇〇〇	

<備考>

- ① 本費用内訳書には、消費税は含まれておりませんので別途ご負担願います。
- ② ○○○ポンプの分解整備に伴う交換部品は受注生産のため、納期○○ヵ月となります。

(修繕保全工事等)

総括表

(1/00)

工事名：〇〇〇点検整備等工事（〇〇年度）

〇〇〇〇〇株式会社

[illegible]

費用内訳書【イメージ1】(3/4)
(修繕保全工事等)

内 訳 書

(2/00)

工事名：〇〇〇点検整備等工事（〇〇年度）

〇〇〇〇〇株式会社

工事名称	仕様	数量	単位	単価	金額（円）	備考
1. 〇〇ポンプ点検工事		1	式		0,000,000	
1) 資材費						
①消耗品（油脂類、他）		1	式		000,000	
2) 労務費						
①〇〇員		〇〇	工	〇〇,000	000,000	
②〇〇工		〇〇	工	〇〇,000	000,000	
3) 機器損料費						
①作業車		〇	台	0,000	000,000	
②発電機	〇〇Kva	〇	台	〇〇,000	000,000	
③ラフテレーンクレーン	〇〇 t	〇	台	〇〇,000	000,000	
2. 〇〇ポンプ分解整備工事		1	式		0,000,000	
1) 資材費						
①交換部品		1	式		000,000	明細書参照
③ガasket類		1	式		000,000	明細書参照
③消耗品（油脂類、他）		1	式		000,000	
2) 労務費						
①〇〇員	工場整備	〇〇	工	〇〇,000	000,000	
②〇〇工	工場整備	〇〇	工	〇〇,000	000,000	
③〇〇工	現地工事	〇〇	工	〇〇,000	000,000	
3) 機器損料費						
①作業車		〇	台	0,000	000,000	
②発電機	〇〇Kva	〇	台	〇〇,000	000,000	
③ラフテレーンクレーン	〇〇 t	〇	台	〇〇,000	000,000	
3. 移動・直接経費等		1	式		000,000	
1) 移動						
①〇〇員		〇〇	工	〇〇,000	000,000	
②〇〇工		〇〇	工	〇〇,000	000,000	
2) 直接経費						
①宿泊費		〇	泊	0,000	000,000	
②交通費		〇	往復	〇〇,000	000,000	

(3/○○)

〇〇〇〇〇株式会社

[illegible]

費用内訳書

000石油備蓄株式会社 御中

工 事 名：原油タンク開放検査等工事（00年度）No.00, 00タンク 検査
履行場所：00県00町00番地 000国家石油備蓄基地内
有効期限：2000年00月00日

00000株式会社

代表取締役 00 00

〒0000-0000

00県00市00町000番地

TEL（代表）：00-0000-0000

担当者：00 00

工事金額： ¥ 000, 000, 000—
(この金額に消費税は含まれておりません)

工事名称	仕様	数量	単価	金額（円）
原油タンク開放検査等工事（00年度）No.00, 00タンク 検査				
1. 原油タンク開放検査等工事（00年度）No.00, 00タンク 検査 [第一期]		一式		00,000,000
1) No.00タンク		一式		00,000,000
2) No.00タンク		一式		00,000,000
2. 原油タンク開放検査等工事（00年度）No.00, 00タンク 検査 [第二期]		一式		00,000,000
1) No.00タンク		一式		00,000,000
2) No.00タンク		一式		00,000,000
1.2. 合計金額				00.000,000

<備 考>

- ① 本費用内訳書には、消費税は含まれておりませんので別途ご負担願います。
- ② 00年度工事分の [第一期]、00年度工事分の [第二期] の合計額を記載しております。

(1/00)

工事名：原油タンク開放検査等工事（〇〇年度）No.〇〇, 〇〇タンク 検査 [第一期]

〔第一期〕のみイメージを記載
〔第二期〕も同様のこと

費用内訳書 [イメージ2] (3/3)

修繕保全工事等
(年度毎分割契約)

内 訳 書

(2/00)

00000株式会社

工事名：原油タンク開放検査等工事（00年度）No.00, 00タンク 検査 [第一期]

うち、No.00タンク

工事名称	仕様	数量	単位	単価	金額（円）	備考
1. 目視検査						
(1) 労務費						
検査員		00	工	00,000	000,000	
検査員	移動	0	工	00,000	00,000	
データ整理・解析		0	工	00,000	00,000	
小計					000,000	
(2) 機械工具費						
作業車		0	台/月	00,000	000,000	
ディプスゲージ		00	台/月	0,000	00,000	
その他工具及び消耗品		1	式		00,000	
小計					000,000	
(3) 交通・宿泊費						
移動交通費（検査員）		2	往復	0,000	00,000	
宿泊費（検査員）		00	泊	0,000	000,000	
小計					000,000	
(1)～(3)の合計					0,000,000	
(4) 諸経費						
現場経費		1	式		000,000	
会社経費		1	式		000,000	
小計					000,000	
【合計】					0,000,000	

” 1. 目視検査 ” の内訳書のみイメージを記載
他検査（工事）項目毎に内訳書を添付のこと

費用内訳書

000石油備蓄株式会社 御中

工 事 名：000設備更新工事（00年度）

履行場所：00県00町00番地 000国家石油備蓄基地内

有効期限：2000年00月00日

00000株式会社

代表取締役 00 00

〒0000-0000

00県00市00町000番地

TEL（代表）：00-0000-0000

工事金額： ¥ 0, 000, 000—

担当者：00 00

(この金額に消費税は含まれておりません)

工事名称	仕様	数量	単価	金額（円）
000設備更新工事（00年度）				
1. 既設00設備撤去工事		一式		0,000,000
2. 00設備更新工事		一式		00,000,000
			1.2. 合計金額	00.000,000

<備 考>

① 本費用内訳書には消費税は含まれておりません。（別途ご負担願います）

(改良・更新工事)

(1/00)

工事名：〇〇設備更新工事（〇〇年度）

[illegible]

工事名：〇〇設備更新工事（〇〇年度）

[illegible]

工事名：〇〇設備更新工事 (〇〇年度)

工事名称	仕様	数量	単位	単価	金額 (円)	備考
2. 〇〇設備更新工事		1	式		〇〇,〇〇〇,〇〇〇	(1)～(5)合計
(1) 労務費						
1) 現場責任者		〇〇	工	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
2) メーカー技術員	(機械)	〇〇	工	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	移動含
3) メーカー技術員	(電気)	〇〇	工	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	移動含
4) 設備工		〇〇	工	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	移動含
5) 仮設足場		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
6) タッチアップ塗装	材工込	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
7) ドキュメント作成費		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
(1) 項 合 計					〇,〇〇〇,〇〇〇	
(2) 旅費・宿泊費						
1) 旅費		〇	往復	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇工×〇往復
2) 宿泊費		〇〇	泊	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇工×〇〇泊
(2) 項 合 計					〇〇〇,〇〇〇	
(3) 機械工具損料						
1) 作業車		〇〇	台	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
2) ラフテレーンクレーン	〇〇 t	〇	台	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
3) ユニック車	〇 t	〇	台	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
4) 発電機	〇〇kVA	〇	台	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
5) 手工具損料		1	式		〇〇,〇〇〇	
(3) 項 合 計					〇〇〇,〇〇〇	
(4) 部品・材料費						
1) 〇〇塔 (ファン・電動機・付属品付)		1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
2) 取付ステー		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
3) 保護カバー	FRP	2	式		〇〇〇,〇〇〇	
4) その他資材		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
(4) 項 合 計					〇,〇〇〇,〇〇〇	
(5) 諸経費						
1) 共通仮設費	〇〇%	1	式		〇〇〇,〇〇〇	
2) 現場管理費	〇〇%	1	式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
3) 一般管理費	〇〇%	1	式		〇〇〇,〇〇〇	

費用内訳書

000石油備蓄株式会社 御中
名称：000設備交換部品購入（00年度）

履行場所：00県00町00番地 000国家石油備蓄基地内
有効期限：2000年00月00日

00000株式会社
代表取締役 00 00
〒0000-0000
00県00市00町000番地
TEL（代表）：00-0000-0000
担当者：00 00

金額： ¥ 0, 000, 000—
(この金額に消費税は含まれておりません)

名 称	仕様	数量	単価	金額（円）
000設備交換部品購入（00年度）				
1. 000駆動部00部品	00-00S	4	00,000	000,000
2. 00制御用00部品	00/0ZL	4	00,000	0,000,000
3. 運搬費（00⇒000基地）	〃	一式		000,000
			合計金額	0.000,000

<備 考>

- ① 本費用内訳書には消費税は含まれておりません。（別途ご負担願います）

② 当該交換部品はご用命後、納期00ヵ月となります。

●●石油備蓄株式会社 御中

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

名 称 : _____

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項①)

発生するおそれのある事象※:

(例)国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰 _____

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先:

(例)報道等の URL を記載又はファイルを別添 _____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項②)

発生するおそれのある事象※:

(例)〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足 _____

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先:

(例)報道等の URL を記載又はファイルを別添 _____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)

(自由記述:上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(裏面:注意書き)

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。